

○参照条文

■展覧会における美術品損害の補償に関する法律

(業務の管掌)

第十二条 (略)

- 2 文部科学大臣は、補償契約を締結しようとする場合には、あらかじめ、文化審議会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

■文化審議会令

(部会)

第六条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2～5 (略)

- 6 審議会(分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。)は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

■文化審議会運営規則

(会議の招集等)

第二条 審議会の会議は、必要に応じ、会長が招集する。

- 2 前項の場合において、会長は、審議会の会議を開く暇がなく、会議によらないことをもって審議会の運営に特段の支障を生ずるおそれがないと認めるときその他正当な理由があると認めるときは、持ち回り審議とすることができる。

(部会)

第四条 (略)

- 3 令第六条第六項の規定に基づき、審議会があらかじめ定める事項については、部会の議決をもって審議会の議決とする。

4・5 (略)